

緊急時対応について

- 緊急時の児童の避難方法は、場合を問わず「保護者（代理を含む）引き取り」です。
代理人への連絡は保護者が行ってください。原則として、「引き渡しは学級ごと」に行います。また、兄弟（上の階）の児童から引き取り、弟妹（階を下がる）を引き取るようにします。
- 一定時間が過ぎても引き取りがない場合は再度連絡し、保護者（代理を含む）が引き取りに来るまで学校に留め置きます。
- 引き取り時の**階段使用**は**一方通行**にします。キッズクラブ側階段を上り、職員室側階段を下りにします。
- 緊急時の第一次連絡は、携帯メール配信を行います。児童調査票の携帯メール登録のないご家庭のみ電話をします。（できるだけ登録していただけますようお願いいたします。）
- 保護者以外に児童をお引き渡しできるのは、「引き取り代理人」のみです。引き取り代理人は、児童調査票の「**緊急時引き取り人欄**」に記載されている方のみです。ご近所の方や同じクラスの保護者等であっても、記載されていない場合はお引き渡しできません。また、キッズクラブを代理人にすることはできません。
- 学校では、児童の安全確保のため最大限の努力をします。しかし、児童の安全を守るのは、最終的には保護者です。保護者が危険であると判断した場合は、児童の登校を見合わせてください。

	警報発表状況	学校・家庭の対応
登校前	「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」 ■ いずれかが横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に午前7時の段階で発表・継続中の場合。 （その他の警報を伴うことがあります。）	臨時休業 ■ 午前7時以降解除されても臨時休業となります。午前7時以降、登校前に発表された場合も登校を見合わせてください。 ■ 当日の給食は全市一斉に中止となります。 ※「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」の発表につきましては、テレビ・ラジオ等で御確認ください。 学校からのメール配信や電話連絡は難しいため、原則いたしません。
	「大雨警報」「洪水警報」 ■ いずれかが「暴風警報」を伴わずに横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に発表された場合。	登校 ■ 地域や通学路等の状況により危険と思われる場合は、保護者の判断で登校を見合わせるか遅らせてください。その場合は、学校に連絡してください。欠席や遅刻扱いにはなりません。
登校後	「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」 ■ いずれかが横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に発表された場合。	保護者（代理を含む）引き取り ■ 状況を見て、授業時間の繰り上げを行い、「緊急時における児童の避難方法」および「学校からの緊急連絡方法」の原則に沿い、実施します。 ■ 決定後解除されても引き取りを実施します。
	その他の荒天時等	■ 上欄と同じく、校長判断で保護者（代理を含む）引き取りを実施することがあります。

「震度 5 強」以上の地震時

- 横浜市内で震度 5 強以上の地震が 1 か所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。
- 児童在校時に発生した場合、保護者による引き取りとします。それまで学校に留め置きます。

東海地震注意情報・予知情報（警戒宣言）発令時

- 上記の情報が発表された場合は休校とします。
- 児童在校時に発表された場合は、保護者による引き取りとなります。それまで学校に留め置きます。